

令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

日時：令和元年6月21日(金) 午前10時～
場所：豊田市役所 南52会議室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 設置要綱の改正について

設置要綱・新旧対照表参照

3 委員委嘱及び委員・オブザーバー紹介

席次表・委員等一覧参照

4 会長選出について

5 令和元年度の協議会の進め方について

資料1(P.1)

6 平成30年度協議会 第5回会議における議論の整理について

資料1(P.2)

7 議事

【協議事項】

① (仮) 豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画について

資料2-1、2-2、3

② とよた市民後見人の育成について

資料1(P.4~5)、資料4、5

【報告事項】

① 豊田市における新診断書と本人情報シートの運用について

資料6

② 平成30年度豊田市成年後見支援センター実績について

資料7

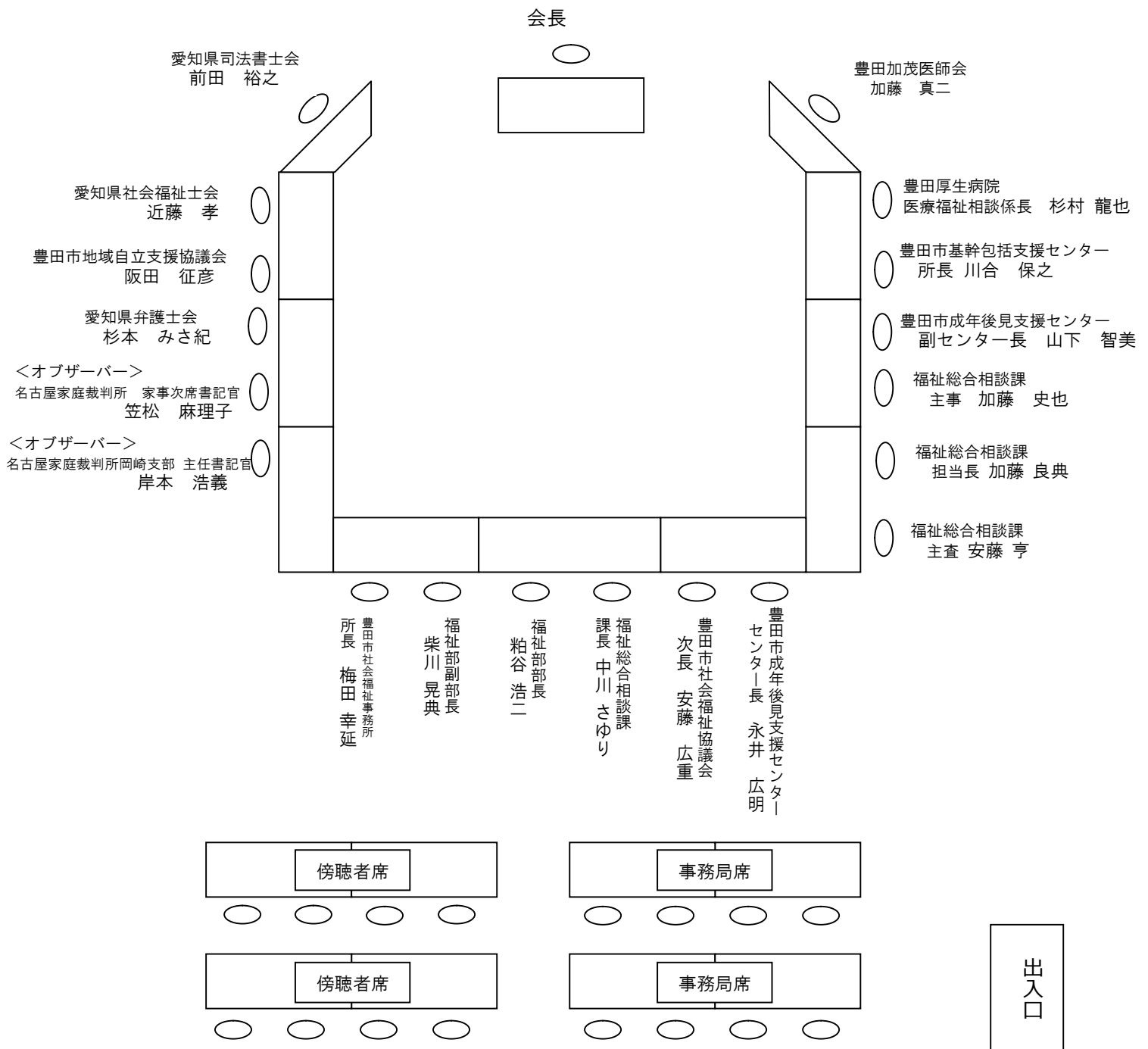
<配布資料>

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 次第 | ② 席次表 |
| ③ 協議会設置要綱・新旧対照表 | ④ 委員等一覧 |
| ⑤ 資料1 第1回会議・本資料 | |
| ⑥ 資料2-1 計画の基本構想 | |
| ⑦ 資料2-2 計画の取組体系表 | |
| ⑧ 資料3 計画策定に向けた今後のスケジュールについて | |
| ⑨ 資料4 とよた市民後見人育成講座にかかる状況報告 | |
| ⑩ 資料5 とよた市民後見人育成講座実施要綱 | |
| ⑪ 資料6 新診断書と本人情報シートの運用について | |
| ⑫ 資料7 平成30年度豊田市成年後見支援センター実績報告 | |
| ⑬ 参考資料 令和元年度豊田市議会6月定例会 一般質問答弁概要 | |
| ⑭ 意見書および日程調整票 ※委員のみ | |

令和元年6月21日(金)
 午前10時~正午
 豊田市役所 南52会議室

令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

席次表



豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。</p> <p>（1）豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。</p> <p>（2）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。</p> <p>（3）司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。</p> <p>（4）その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。</p>	<p style="text-align: center;">豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。</p> <p>（1）豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。</p> <p>（2）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。</p> <p>（3）司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。</p> <p>（4）その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。</p>

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（組織）</p> <p>第4条 推進協議会は、常任委員<u>7</u>人をもって組織する。</p> <p>（委員）</p> <p>第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 愛知県弁護士会に属する者</p> <p>(2) 愛知県司法書士会に属する者</p> <p>(3) 愛知県社会福祉士会に属する者</p> <p><u>(4) 豊田加茂医師会に属する者</u></p> <p><u>(5) 医療相談員である者</u></p> <p><u>(6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者</u></p> <p><u>(7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者</u></p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>（会長）</p> <p>第6条 推進協議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。</p>	<p>（組織）</p> <p>第4条 推進協議会は、常任委員<u>6</u>人をもって組織する。</p> <p>（委員）</p> <p>第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 愛知県弁護士会に属する者</p> <p>(2) 愛知県司法書士会に属する者</p> <p>(3) 愛知県社会福祉士会に属する者</p> <p>(4) 医療相談員である者</p> <p>(5) 豊田市基幹包括支援センターに属する者</p> <p>(6) 豊田市地域自立支援協議会に属する者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>（会長）</p> <p>第6条 推進協議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。</p>

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>（オブザーバー）</p> <p>第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。</p> <p>(1) 名古屋家庭裁判所に属する者</p> <p>(2) <u>委員以外の委員所属団体に属する者</u></p> <p>(3) <u>他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者</u></p> <p>（推進協議会の開催）</p> <p>第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。</p> <p>2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。</p> <p>（推進協議会の公開）</p> <p>第9条 推進協議会は、公開するものとする。</p>	<p>4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>（オブザーバー）</p> <p>第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。</p> <p>(1) 名古屋家庭裁判所に属するもの</p> <p>(2) <u>委員以外の愛知県弁護士会に属するもの</u></p> <p>(3) <u>尾張東部成年後見支援センターに属するもの</u></p> <p>（推進協議会の開催）</p> <p>第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。</p> <p>2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。</p> <p>（推進協議会の公開）</p> <p>第9条 推進協議会は、公開するものとする。</p>

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>（部会の設置）</u></p> <p><u>第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。</u></p> <p><u>3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。</u></p> <p>（報償）</p> <p>第11条 別表第1に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。</p> <p><u>2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。</u></p> <p>（事務局）</p> <p><u>第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。</u></p> <p><u>2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。</u></p> <p><u>3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。</u></p>	<p>（報償）</p> <p>第10条 別表に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。</p> <p>（事務局）</p> <p><u>第11条 推進協議会の事務局は、福祉部福祉総合相談課に置くものとし、豊田市成年後見支援センターは事務局運営に協力するものとする。</u></p>

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）																			
<p>（委任） 第 <u>13</u> 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第 <u>11</u> 条関係） 豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費</p> <table border="1" data-bbox="197 917 1106 1385"> <thead> <tr> <th>委員及びオブザーバー</th> <th>日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県弁護士会に属する者</td> <td rowspan="2">19,700円</td> </tr> <tr> <td>愛知県司法書士会に属する者</td> </tr> <tr> <td><u>豊田加茂医師会に属する者</u></td> <td rowspan="4">8,000円</td> </tr> <tr> <td>愛知県社会福祉士会に属する者</td> </tr> <tr> <td>医療相談員である者</td> </tr> <tr> <td><u>豊田市地域自立支援協議会に属する者</u> <u>他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者</u></td> </tr> </tbody> </table>	委員及びオブザーバー	日額	愛知県弁護士会に属する者	19,700円	愛知県司法書士会に属する者	<u>豊田加茂医師会に属する者</u>	8,000円	愛知県社会福祉士会に属する者	医療相談員である者	<u>豊田市地域自立支援協議会に属する者</u> <u>他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者</u>	<p>（委任） 第 <u>12</u> 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。</p> <p>別表第1（第 <u>10</u> 条関係） 豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費</p> <table border="1" data-bbox="1167 917 2076 1281"> <thead> <tr> <th>委員及びオブザーバー</th> <th>日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県弁護士会に属する者</td> <td rowspan="2">19,700円</td> </tr> <tr> <td>愛知県司法書士会に属する者</td> </tr> <tr> <td>愛知県社会福祉士会に属する者</td> <td rowspan="3">8,000円</td> </tr> <tr> <td>医療相談員である者</td> </tr> <tr> <td><u>尾張東部成年後見支援センターに属するもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	委員及びオブザーバー	日額	愛知県弁護士会に属する者	19,700円	愛知県司法書士会に属する者	愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円	医療相談員である者	<u>尾張東部成年後見支援センターに属するもの</u>
委員及びオブザーバー	日額																			
愛知県弁護士会に属する者	19,700円																			
愛知県司法書士会に属する者																				
<u>豊田加茂医師会に属する者</u>	8,000円																			
愛知県社会福祉士会に属する者																				
医療相談員である者																				
<u>豊田市地域自立支援協議会に属する者</u> <u>他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者</u>																				
委員及びオブザーバー	日額																			
愛知県弁護士会に属する者	19,700円																			
愛知県司法書士会に属する者																				
愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円																			
医療相談員である者																				
<u>尾張東部成年後見支援センターに属するもの</u>																				

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

(組織)

第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。

(委員)

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 愛知県弁護士会に属する者
- (2) 愛知県司法書士会に属する者
- (3) 愛知県社会福祉士会に属する者
- (4) 豊田加茂医師会に属する者
- (5) 医療相談員である者
- (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者
- (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(会長)

第6条 推進協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

第11条 別表第1に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。

2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費

委員及びオブザーバー	日額
愛知県弁護士会に属する者	19,700円
愛知県司法書士会に属する者	
豊田加茂医師会に属する者	
愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円
医療相談員である者	
豊田市地域自立支援協議会に属する者	
他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者	

<委員（7名）>

杉本 みさ紀	愛知県弁護士会
前田 裕之	愛知県司法書士会
近藤 孝	愛知県社会福祉士会
加藤 真二	豊田加茂医師会
杉村 龍也	J A 愛知厚生連 豊田厚生病院
川合 保之	豊田市基幹包括支援センター
阪田 征彦	豊田市地域自立支援協議会

<オブザーバー>

※オブザーバーは必要に応じて招集するものとする

- （1）名古屋家庭裁判所に属する者
- （2）委員以外の委員所属団体に属する者
- （3）他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

<事務局>

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市成年後見支援センター（社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）

順不同、敬称略

令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 1 回会議・本資料

令和元年 6 月 2 1 日（金）
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター

1	令和元年度の協議会の進め方について	P. 1
2	平成30年度協議会 第5回会議における議論の整理 について	P. 2
3	【協議事項①】 (仮)豊田市成年後見制度利用促進計画 ・豊田市権利擁護支援活動計画について	【資料2-1、 2-2、3】
4	【協議事項②】 とよた市民後見人の育成について	P. 4~5 【資料4・5】
5	【報告事項①】 豊田市における新診断書と本人情報シートの運用について	【資料6】
6	【報告事項②】 平成30年度豊田市成年後見支援センター実績について	【資料7】

第1回 6/21

① 豊田市成年後見制度利用促進計画・ 豊田市権利擁護支援活動計画について

- ・基本構想（案）の承認
- ・計画に掲載する取組の協議・検討

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・市民後見人育成部会の設置の承認
- ・講座の申込み状況の報告

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・平成30年度実績報告

第2回 10月～11月

① 豊田市成年後見制度利用促進計画・ 豊田市権利擁護支援活動計画について

- ・評価指標の協議・検討
- ・計画（案）の協議・検討

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・講座に関する報告
- ・活動開始に向けた体制整備について、
具体の手法等の検討

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・中間実績の報告

第3回 2月頃

① 豊田市成年後見制度利用促進計画・ 豊田市権利擁護支援活動計画について

- ・計画の承認

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・次回講座開催に向けたスケジュール、
取組手法、周知方法等の検討

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和元年度実績見込みの報告
- ・令和2年度センター事業計画の承認

豊田市における市民後見人の育成について

- ・バンク登録を行うが、すぐに選任されるとは限らないため、登録している期間についても継続的なフォローアップ研修等を行うことで、市民後見人としての知識・技術の向上を図る。
- ・後見人等による不正や不適切な行動については、事前説明会の時点から伝えていくべき。
- ・第2回の講座については、第1回の講座の状況を鑑みて、スケジュールや具体的な周知先、周知方法等を検討していく。
- ・講座は全回出席が前提であるが、やむを得ず欠席する場合のフォローについても、ビデオ学習等の具体策を検討し対応する。
- ・知識・質の確保された市民後見人を期待している。

豊田市における利用促進計画について

- ・権利擁護の大切さを前面に出した内容としてほしい。
- ・意思決定支援に関しては、病院にとっても悩ましい課題である。当事者・支援者が困らないように、エンディングノートの見直し等が必要になってくるのではないか。
- ・後見センターが把握していない案件をどのように把握するのかについても課題である。
- ・中山間地においては、社協支所等既存の共助体制に加え、弁護士、司法書士、社会福祉士等による専門的な権利擁護支援のフォロー体制が重要となる。中山間地のケースが見捨てられることの無いような体制づくりが求められる。
- ・約1,000人の後見ニーズに対して、権利擁護支援体制を支えるマンパワーが必要となる。どのように確保していくのかについても考えていかなければならない。

平成31年度豊田市成年後見支援センター事業計画書（案）について

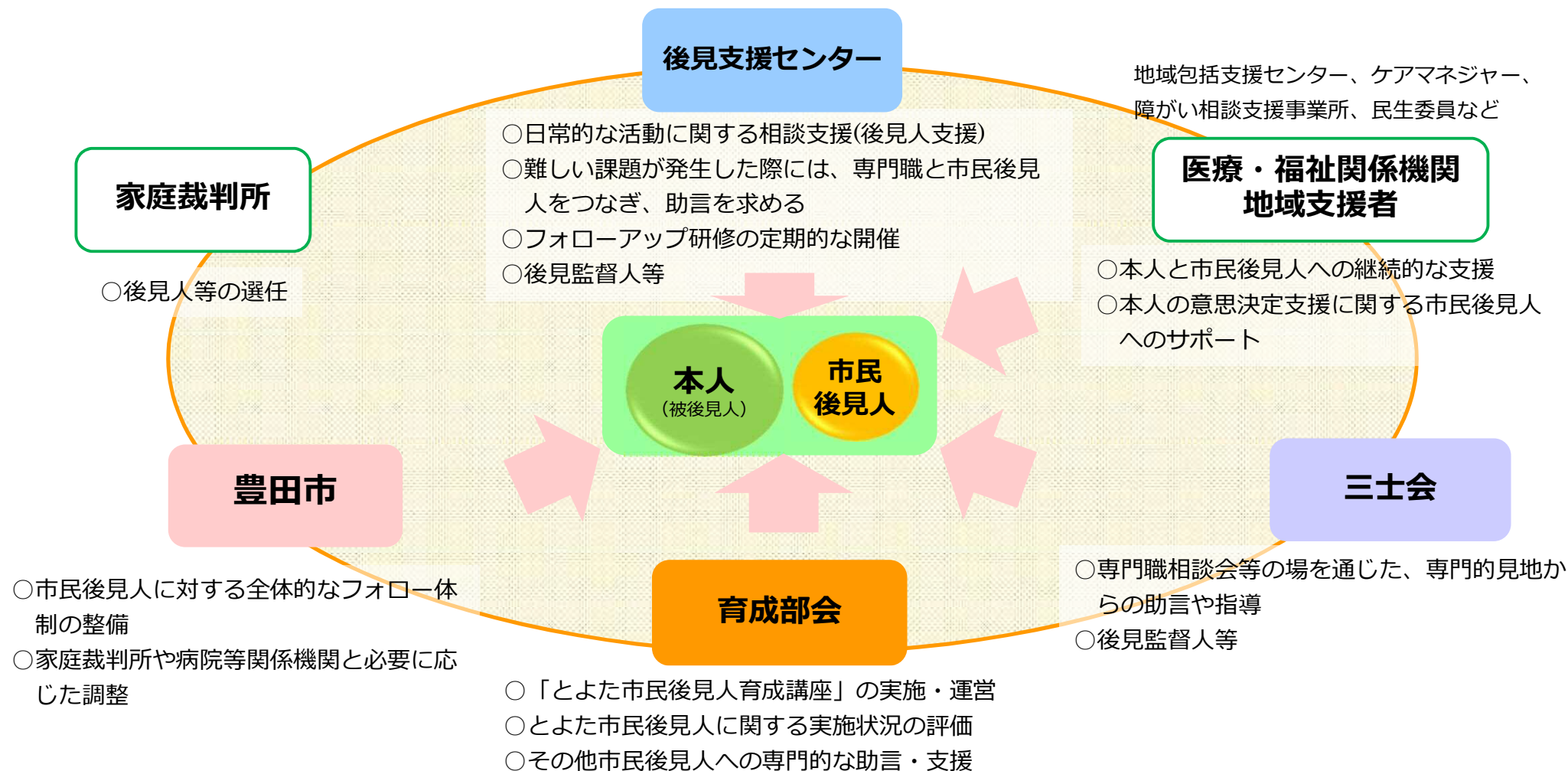
- ・専門職による相談の機会をパイロット的に創設し、活用していく。
- ・豊田市成年後見支援センターによる法人後見の報酬に関しては、慎重に扱ってほしい。新規案件はともかく、現在受任している被後見人等に対して申立時に「報酬は発生しない」と説明しているため、報酬を取ることは難しいのではないか。

**【協議事項①】 (仮) 豊田市成年後見制度利用促進計画
・豊田市権利擁護支援活動計画について**

【資料 2 ・ 資料 3】

設置の趣旨

○地域における権利擁護支援を共働で取り組む「とよた市民後見人」について、専門的見地からの助言・協力を行うとともに、とよた市民後見人の育成・共働の取組に関する課題や具体的な解決策についての検討を行うため、**市民後見人育成部会**を設置する。



部会の概要

<役割>

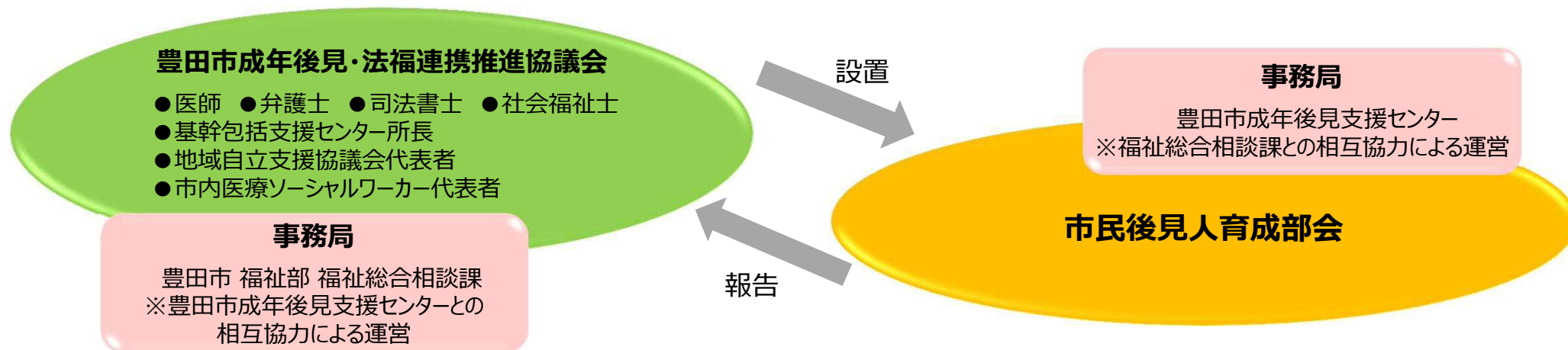
- 「とよた市民後見人育成講座」の実施・運営の協力
 - ・とよた市民後見人育成講座における面接
 - ・フォローアップ研修の講師
- とよた市民後見人に関する実施状況の評価
- その他市民後見人への専門的な助言・支援

<任期>

- ・1年（委嘱された年度の年度末まで）

<報酬>

- ・豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱に準ずる



概要(役割)

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 高齢分野
- (5) 障がい分野
- (6) 市内医療ソーシャルワーカー

部会員（案）

- (1) 松山剛久弁護士（愛知県弁護士会）（講座講師）
- (2) 川上明子司法書士（愛知県司法書士会）（講座講師）
- (3) 鬼頭陽子社会福祉士（愛知県社会福祉士会）（講座講師）
- (4) 高齢者支援施設等代表者
- (5) 豊田市地域自立支援協議会代表者
- (6) 市内医療ソーシャルワーカー代表者

【報告事項①】豊田市における新診断書と本人情報シートの運用について

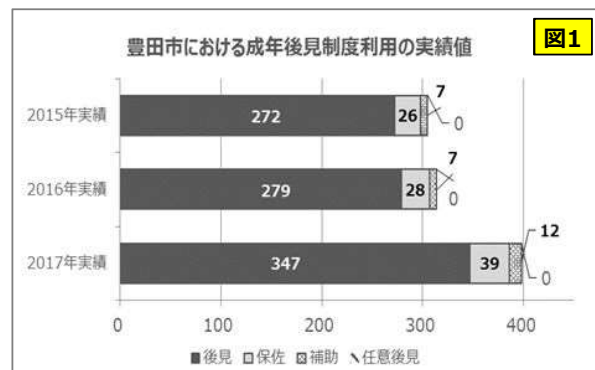
【資料 6】

【報告事項②】 平成30年度豊田市成年後見支援センター実績について

【資料7】

1 計画策定の背景とこれまでの豊田市

- 豊田市では、第8次総合計画と地域福祉計画・活動計画に基づき、豊田市成年後見支援センター(以下、センター)を設置しました。
- これまでは、**成年後見制度を新規で利用する方が年間で数名**という状況でしたが、センター設置以降は、ニーズを確実に受け止め、申立までつなげることができるようになりました。【図1】
- また、センターで実施する相談も、2017年度は296名/延2,566回、**2018年度は273名/延2,046回と多くの需要**が引き続き生じています。



2 考慮すべき各種動向・視点と今後の見通し

- 成年後見制度利用促進法の施行(2016)と国基本計画の制定(2017)**
 - 利用促進法の理念と国基本計画の考え方には、①ノーマライゼーション(個人としての尊厳にふさわしい生活の保障)、②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)、③身上保護の重視があります。
 - 当市においても**単なる需要の高まりへの対応のみならず、こうした理念を地域社会の仕組みとして取り入れていく必要**があります。
- 第1次地域福祉計画・活動計画の評価と考慮すべき視点**
 - 第1次計画の評価を通じ、地域共生社会の実現に向けては、**「包括的な支援体制の充実」と「権利擁護支援の推進」に今後より一層力を入れていく必要**があると考えています。
- 超高齢社会の進展**
 - 豊田市の人口は、2030年の43万人をピークに減少に転じる見込みです。高齢化は他市と比較して急速に進展しており、2015年(20.8%)と比較して、2025年には高齢化率が25.3%(+4.5%)、高齢者数が1.8倍、後期高齢者数が1.6倍に増加します。
 - これらの状況に伴い、**当市における成年後見制度に対する需要は確実に増加することが想定**されます。

3 地域共生社会における権利擁護支援の充実に向け 私たちが取り組むべき課題の設定

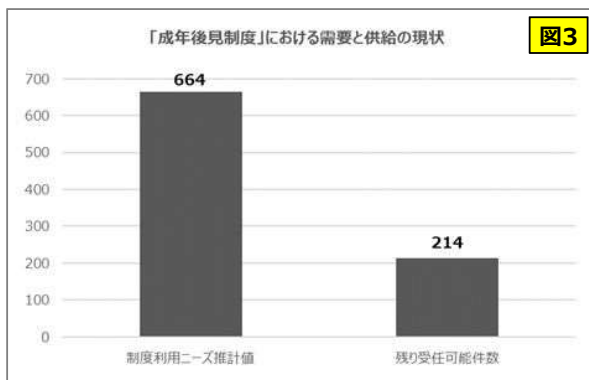
■ 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築

- 民生委員の制度に対する理解度は約62%と比較的高い状況ですが、一般市民の制度に対する理解度は約22%に留まっています。
- また、市民の成年後見制度に対する印象として多い声は、①手続きの仕方が不明、②不正が怖い、③誰が成年後見人になるか不安、④利用の効果が不明であり、**正しい制度への理解と利用の効果がわかるような丁寧な相談対応・申立支援・受任調整が必要**だといえます。【図2】
- 地域包括支援センターや委託障がい相談支援事業所におけるセンターの認知度は80%を超えますが、これらの機関において成年後見制度に関する相談対応の場面があっても、センターの紹介止まりの場合が一定数ある状況です。
- また、居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業所・医療ソーシャルワーカーにおけるセンターの認知度はあまり高くなく、成年後見制度に関する相談対応もまちまちです。
- このような状況もあり、**支援機関から求められる声として多いものは、①センターにつなげるべきケースの目安の提示、②法律専門職等との合同勉強会や職員向けの研修の開催**であり、これらのニーズに対応することで、制度利用までスムーズにつながる体制が構築できると考えられます。
- 一方で、これら支援機関において、成年後見制度を正しく理解している状況とはまだまだ言いにくく、正しい制度理解の推進も必要だといえます。



■ 成年後見人等の担い手の充実と活動しやすい環境づくり

- 豊田市内では現在約400人の市民が成年後見制度を利用していますが、まだ利用をしていない状況ですが制度が必要な市民が調査で判明しているだけで、約660人います。さらに潜在化している需要もあると想定され、現在利用している約400人に対する後見人支援のニーズも含めると、**豊田市では約1,000人以上の後見ニーズがある**といえます。
- 一方で、市内と近隣の3専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)に**残り受任可能な件数を調査したところ、約210件という結果**でありました。
- この数字は各専門職の日々の状況により多少の変動はあるものの、需要とのギャップが約450人分発生している状況だということを示しています。
- このように担い手の充実が必要な当市においては、**親族後見人が安心して活動できる支援体制づくり、市民後見人を育成し共働して支援にあたる新たな方策、専門職後見人が活動しやすい環境整備など、地域社会全体で権利擁護支援を充実させていく必要**があるといえます。【図3】



■ 多職種連携による意思決定支援の充実

- 支援機関に対する調査の結果でも、成年後見制度に関する課題として、本人にとって制度利用が最善の利益になるかどうか分からない、本人の意思がわからないという回答が一定数あり、又最近の国の動向も踏まえると、**意思決定支援についての取組を充実させていく必要**があります。
- この際、成年後見制度単独ではなく、在宅医療部門など他の関係者・機関とも協力して、充実策を構築していくことが求められます。

■ その他、成年後見制度を利用する市民等を取り巻く環境整備

- センター設置以降、成年後見制度を利用する市民への支援を通じ、様々な環境の状態を把握することができました。身寄りのない方の施設入所や病院入院時の対応、賃貸住宅で看取られたい方の意思をかなえる支援環境づくり、成年後見人が選任されるまでの対応など、超高齢社会への適応に向けて、私たちがこの計画の中で考えていくべき権利擁護支援の課題は成年後見制度に留まらないといえます。

4 当計画の位置付け・役割

<行政上の位置付け>

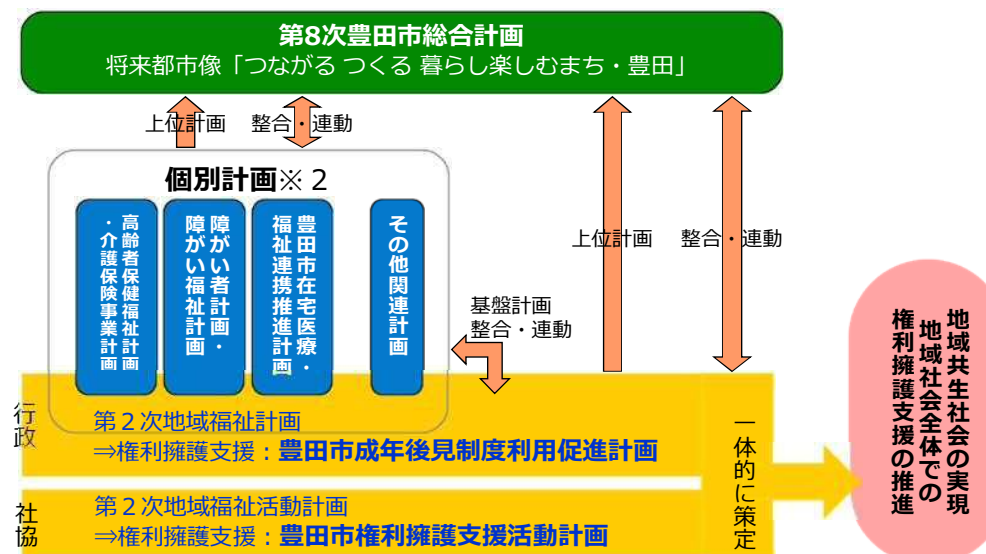
- 当計画は、第8次総合計画の重点施策「超高齢社会への適応」に向け、成年後見制度など権利擁護支援の充実にに向けた考え方や取組を示すものです。

<他計画との関連性>

- 当計画は、社会福祉法に規定される「地域福祉計画」及び住民が主役の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に**内包され、両計画における権利擁護支援の役割部分**を担います。
- 合わせて、**成年後見制度利用促進法の努力義務である「市町村計画」としての役割**も果たします。
- その他、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」等との整合を図り、具体的な事業の担保を図ります。

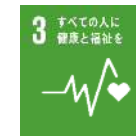
<豊田市社会福祉協議会の独自計画としての位置づけ>

- 社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、協議体の事務局としての機能を活かして、これまで多様な主体の参加と協力を仰ぎながら、様々な取組を進めてきました。
- 権利擁護支援の充実に向け、社会福祉協議会が事務局を担い推進する住民の福祉活動との連携や福祉教育活動など、社会福祉協議会としても計画的に取り組む必要があるといえますので、社協独自計画として、豊田市権利擁護支援活動計画を豊田市成年後見制度利用促進計画と一体的に策定します。



5 当計画内で私たちが目指す「まちの像」

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち
＜ いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進 ＞



- ◎ 日常生活から見守り、気づき、支え合うことで地域とつながり、そして必要に応じて成年後見制度を利用することにより、福祉につながることでできる「まち」を目指します。 **[SDGsゴール③]**
- ◎ 権利擁護が図られることで、いつまでの社会の一員であり続けることができ、そして社会とつながりつづけることでできる「まち」を目指します。 **[SDGsゴール⑩]**
- ◎ 地域社会全体で、私たちは意思を尊重し合い、その意思に基づく生活の実現のために支え合うことでできる「まち」を目指します。 **[SDGsゴール⑰]**

6 地域共生社会における権利擁護支援の主体として 私たちの「目指す姿」

目指す姿：「まちの像」の実現に向けて、皆が共有する各主体の役割の普遍的なビジョン

■ 地域社会の中で利益・権利を擁護し 意思を尊重し合い いつまでも社会に参加し続ける 市民

- ・地域では様々な方が暮らし活動しています。私たちはその様子を見守り、認め合っており、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方に対して、その本人の何気ない変化を気に掛けています。
- ・その変化を踏まえ、家族や支援者の利益のためではなく、地域社会全体で本人の利益を擁護し支え合っています。
- ・また、後見人の活動は市民間で尊重されつつ、親族後見人は本人と共通の基盤や背景を持つ支援者として、市民後見人は市民生活の感覚と公的な性格を持つ支援者として、本人の意思に基づく生活の実現に向け、人生に寄り添う姿勢と自覚を有しています。
- ・本人は決して施される立場ではなく、収入等への配慮は受けつつも応益負担により社会に参加し続け、いつまでも意思が尊重される市民の一員であり続けています。

■ 日頃から権利擁護の視点を重視し ニーズの把握からチーム支援まで 連携して実践できる 福祉・医療等の支援者・機関

- ・共通して目指す「まちの像」の実現に向けて、私たちは日々の支援や診察などの業務や活動等において、利用者や患者の意思の尊重と権利擁護の視点を重視し、成年後見制度の利用ニーズにいち早く気づき、センターに相談・つなげています。
- ・成年後見制度の利用後も、時にはチームの一員として、時にはチームで行う支援の中心として多職種連携を実践し、後見人と協力しながら、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。

■ 同じ地域で活動する中で 専門性を活かした支援・バックアップを 連携して実践できる 3 専門職

- ・身近な地域において住民が抱える地域生活課題、特に権利擁護が必要となる課題においては法律などの専門性が必要であり、私たちはその解決に向けた知識や技能を有する主体であることから、時にはチームの一員として、時にはチームを後ろから支える役割として多職種連携を実践し、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。
- ・また、個別対応への関わりだけでなく、地域連携ネットワークの仕組みづくりにおいても、法律などの専門性を有する主体として参画しています。

■ 中核機関として 多様な主体の参加と協力のもと 権利擁護支援の検討と判断の中心を担う 豊田市成年後見支援センター

- ・センターを運営する社会福祉協議会として長年培ってきた多様な主体の参加と協力の姿勢・経験を十分に活かし、市民や福祉・医療等の支援者・機関、3専門職、豊田市などが参画する地域連携ネットワークにおいて、地域の権利擁護に必要である①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整・担い手の育成・活動の促進）、④後見人支援の機能が十分に発揮されるよう、特に具体的な個別支援の場面において支援の実践と連携の中心を担っています。

■ 中核機関として 権利擁護支援の体制整備と仕組みづくりの中心を担う 豊田市

- ・地域共生社会の実現に向けて、身近な地域において住民が抱える地域生活課題に対し、①我が事として捉え地域づくりしていく体制、②包括的に丸ごと受け止める体制、③多機関が共働して解決を目指す包括的な支援体制を整備しています。
- ・この体制の中、豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画の策定や評価、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の運営を通じて、市民の権利擁護に向き合いながら、多様な主体が参画する地域連携ネットワークをコーディネートし、必要な施策等を講じています。

7 権利擁護支援の推進体制

■ 豊田市の「中核機関」 豊田市+豊田市成年後見支援センター <考え方>

- ・中核機関は、多様な主体が参画する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、①司令塔、②協議会事務局、③進行管理の3つの役割を担います。
- ・この役割を果たすには、**政策的な判断・対応ができる豊田市と、支援の実践と連携を担うセンターが共働することで達成**できると、当市では考えています。
- ・よって、当市では豊田市は司令塔役と事務局役を、センターは事務局役と進行管理役を担い、双方に協力・連携しながら権利擁護支援を図っていきます。

■ 豊田市の「協議会」

① 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

- ・多様な主体が参画する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、支援に必要な機能が発揮されるよう、支援機関や専門職団体が連携し、地域課題の解決に向けた協議を行います。
- ・具体的には、①センターの運営状況の評価・検討、②成年後見制度の利用促進策の検討・協議、③司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議の役割を担います。

<委員> 弁護士・司法書士・社会福祉士・医師・基幹包括支援センター所長・地域自立支援協議会副会長(相談支援専門員)・医療ソーシャルワーカー

<オブザーバー> 名古屋家庭裁判所

<事務局> 豊田市・豊田市成年後見支援センター

② 豊田市成年後見支援センター定例会

- ・制度の利用により権利擁護支援が確実にされるためには、①福祉+法律の視点で制度利用が必要か、他の支援はどうか、②誰が申立て、誰が候補者になるとよいか、③チームが機能しているかを確認する必要があります。
- ・豊田市ではセンターが中心となり、①相談及び後見人支援の進捗状況と対応の方向性の確認、②候補者の調整について、3専門職と行政で協議する定例会を月1回開催し、支援を進めます。

<参加> 弁護士・司法書士・社会福祉士・センター・豊田市

■ 豊田市の「チーム」

<考え方>

- ・本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」として関わる体制づくりが必要であり、**センターが候補者調整した事案は「チーム会議」を開催し、チーム形成を促進**します。
- ・その他、後見人からの相談に応じたチーム会議の開催や、支援機関が実施するケース会議や地域ケア個別会議を通じ、支援の充実に努めます。

(仮) 豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画の取組体系表

取組の柱 (ア～エ 国基本計画規定の整備すべき事項 オ 豊田市独自事項)	具体的取組		主たる活動者 ※☆の主体が主導				
	番号	取組内容	市民	支援機関	専門職	センター	行政
①成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進 ア 広報	①-1	【★重点】 支援機関・専門職向け研修会の開催 拡充 ・本人情報シートの活用など必要なテーマを設定し、地域包括支援センターやケアマネなどの支援機関、専門職に対して定期的な研修の機会を提供します。		○	○	☆	○
	①-2	【◎実践】 成年後見制度・権利擁護に対する住民の意識醸成 一部新規 ・当事者団体や家族会などからの依頼を通じ、市・センター・専門職の連携による啓発を実施します。 ・センターだけでなく、支援機関や社協支所、市民後見人バンク登録者も講師を実施できるメニューを用意して、更なる醸成を進めます。 ・センターニュースレターの発信や民生委員児童委員協議会等での施策同行の情報提供など、関係者に対して、成年後見制度に関する情報を頻繁に目にする機会を作ります。	○	○	○	☆	○
	①-3	【○基礎】 認知症サポーター養成講座と連携した金融機関向け研修の実施 ・金融機関職員における制度とセンターの役割の理解を効果的に進めるため、認知症サポーター養成講座と連携した研修を実施します。				☆	○
②支援機関からセンターにつながる仕組みづくり ア 広報 イ 相談	②-1	【★重点】 成年後見支援センターにつなげる判断基準の作成 新規 ・支援機関において、成年後見制度の利用により権利擁護を図る必要がある方をセンターにつなげることが適切にできるように、判断の目安となる基準を作成し展開します。		○	○	☆	○
	②-2	【◎実践】 認知症初期・基幹包括・生活困窮・CSW等との合同事例検討会の実施 ・各相談支援事業と、センターとの連携強化のため、合同で事例検討会を実施します。		☆	○	○	○
	②-3	【◇懸案】 高齢者・障がい者虐待スクリーニングと後見制度につなげる仕組みの検討 ・高齢者や障がい者虐待事案について、進捗や対応の方向性の確認を行うとともに、特に金銭的虐待やネグレクト案件については、専門的な助言も得られるスクリーニングの仕組みを検討します。			○		☆
	②-4	【◇懸案】 商業部門（消費生活センター）との連携策の検討 ・消費者被害等に対する権利擁護を図る視点での連携策を検討します。					☆
③成年後見制度の必要性を判断できる体制の構築 イ 相談	③-1	【◎実践】 成年後見支援センターによる相談対応とケース会議への出席 ・成年後見制度の1次窓口として相談対応するとともに、専門職とも協力して、各支援機関によるケース会議等に積極的に出席して、2次窓口として制度の必要性の判断を行います。		○	○	☆	○
	③-2	【◎実践】 日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業から移行調整の実施 一部新規 ・日常生活支援事業や生活困窮者自立支援事業の利用者で、判断能力が低下した方を確実に制度利用に結び付け、権利擁護を図ります。また、移行調整の仕組みを整備します。		☆		○	
	③-3	【○基礎】 総合相談窓口・地域包括支援センター・委託障がい相談事業所における相談対応 ・各支援機関において、権利擁護支援の1次窓口として、その必要性を意識した相談対応をします。		☆			

【★重点】 新規・拡充する取組。計画策定時にスケジュール設定、毎年度進捗確認を行う。

【◎実践】 権利擁護支援での根幹となる取組（一部新規を含む）。計画策定時に目標値設定、毎年度評価を行う。

【○基礎】 権利擁護支援で日々必要となる取組。毎年度実績確認を行う。

【◇懸案】 今後の体制整備に向けて、検討を進めるべき事項。計画期間内で方向性を決める。

(仮) 豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画の取組体系表

取組の柱 (ア～エ 国基本計画規定の整備すべき事項 オ 豊田市独自事項)	具体的取組		主たる活動者 ※☆の主体が主導				
	番号	取組内容	市民	支援機関	専門職	センター	行政
④本人の状況・意向を踏まえた申立支援と受任調整の推進 イ 相談 ウ 利用促進	④-1	【◎実践】多職種による受任調整会議の実施 ・市・センター・専門職による「受任調整会議」を実施し、本人の状況や状態を踏まえて、親族後見人以外の受任が適当だと思われる場合は、後見人等候補者を検討して申立を実施します。 ・最高裁判所の考え方も踏まえて、必要に応じて候補者調整のガイドラインを見直します。			○	☆	○
	④-2	【◎実践】市長申立の実施と円滑な実施体制の整備 一部新規 ・成年後見制度の利用により権利擁護支援を行う必要があるにもかかわらず、身寄りがいない場合や頼ることができない場合は、老人福祉法等の規定に基づき、市長申立を実施します。 ・市長申立で実施するかどうかの検討方法を整理したマニュアル整備や役割分担など実施体制についても整備を行います。					☆
	④-3	【○基礎】成年後見支援センターによる申立支援の実施 ・成年後見制度の利用が必要である本人や家族に対し、申立書類・診断書・本人情報シートのセットを配布するとともに、必要に応じて書き方の助言や受診同行などの支援を実施します。	○	○	○	☆	○
⑤多様な主体が成年後見人の担い手になることができる仕組みづくり ウ 利用促進	⑤-1	【★重点】とよた市民後見人の育成・共働と(仮)豊田市社協権利擁護基金の創設 新規 ・成年後見人となることを希望する市民に対し、必要な知識等を習得するための講座を実施し、市民後見人と共働による権利擁護支援を進めます。 ・まち全体での取組を進めるため、市民後見人の仕組みと合わせて、企業等も権利擁護の支援に参加する仕組みとして基金を創設します。 ・(仮)豊田市社協権利擁護基金では、申立費用の立替え等に充当など権利擁護の取組を支える使い道についても検討していきます。	○	○	○	☆	○
	⑤-2	【◎実践】法人後見・日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業の効果的な実施体制の確立 一部新規 ・法人後見では社会福祉協議会が取り組む良さを活かして、身上保護の重視や地域との関わりなど意識した支援を進めます。 ・また、得られた報酬は支援員の増員など体制強化に充て、更なる支援の充実と効率的な実施を図る体制づくりも行います。 ・法人後見のほか、日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業等も合わせ、中山間地域にサービスの空白域を作らないために、社協6支所と連携して、支援体制の充実を図ります。				☆	○
	⑤-3	【○基礎】利用支援事業(申立・報酬助成制度)の実施と必要に応じた見直し ・低所得な方でも成年後見制度が利用できるように、助成制度を実施します。 ・市民後見人の仕組みと合わせた改正など、今後も必要に応じて制度の見直しを実施します。					☆
	⑤-4	【◇懸案】社会福祉法人等職員の後見活動に向けた課題整理と対応策の検討 ・市民後見人の新たな展開策として、社会福祉法人等職員が市民後見人として参画する仕組みについて検討します。					☆

【★重点】新規・拡充する取組。計画策定時にスケジュール設定、毎年度進捗確認を行う。

【◎実践】権利擁護支援での根幹となる取組(一部新規を含む)。計画策定時に目標値設定、毎年度評価を行う。

【○基礎】権利擁護支援で日々必要となる取組。毎年度実績確認を行う。

【◇懸案】今後の体制整備に向けて、検討を進めるべき事項。計画期間内で方向性を決める。

(仮) 豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画の取組体系表

取組の柱 (ア～エ 国基本計画規定の整備すべき事項 オ 豊田市独自事項)	具体的取組		主たる活動者 ※☆の主体が主導				
	番号	取組内容	市民	支援機関	専門職	センター	行政
⑥後見人支援の充実 工 後見人支援	⑥-1	【★重点】 親族後見人・市民後見人に対する専門職相談会の実施 新規 ・親族後見人や市民後見人が、判断に迷う場合や専門的な対応が必要な際に、適切な助言が受けられるように、専門職と連携して相談会を実施します。	○	○	○	☆	○
	⑥-2	【★重点】 送付先変更に係る手続き事務の簡素化 新規 ・被後見人に送付される郵便物を後見人宛に送付するように変更する際の手続き事務を簡素化し、後見人に生じる時間的負担を解消します。					○
	⑥-3	【○基礎】 成年後見支援センターによる後見人からの相談対応と支援の実施 ・親族後見人からの軽易な相談、市民後見人の日常的な活動支援、専門職後見人の得意分野以外の相談などに応じ、アドバイスの実施や適切な助言者へのコーディネート、必要に応じたチーム会議の開催などを通じて、後見人支援を実施します。	○	○	○	☆	○
⑦意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施 オ 豊田市独自	⑦-1	【★重点】 豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及 新規 ・厚生労働省が発出している各種意思決定支援のガイドラインを踏まえ、豊田市における支援機関が意思決定支援を行う際に配慮するポイントを整理し、意識醸成を図ります。	○	☆	○	○	○
	⑦-2	【◎実践】 エンディングノートの活用による普及と内容の充実 一部新規 ・意思決定支援の重要性や、将来に向けた準備の中から成年後見制度の理解を深めるため、エンディングノートを活用した啓発を実施します。	○	☆	○	○	○
⑧地域で暮らし続ける基盤づくりと更なる環境整備 オ 豊田市独自	⑧-1	【★重点】 身寄りがない市民が安心して入院・入所できる環境整備 新規 ・身寄りがない市民が入院・入所する際に生じる身元保証や医療同意問題について、施設や病院等との共通理解を進めます。 ・任意後見制度や委任契約、死後事務契約、相続財産管理人制度などを組み合わせた身元保証支援の仕組みについて検討を行います。	○	○	○	○	☆
	⑧-2	【○基礎】 被後見人が地域で暮らすために必要な取組の充実 ・被後見人が安心して地域で暮らし続けるために、以下の取組を実施します。 <1>認知症サポーター養成講座 <2>認知症・多職種連携ブロック会議 <3>認知症カフェの推進 <4>認知症介護家族会の開催 <5>認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 <6>障がい者理解促進 <7>精神保健福祉普及・啓発講演会 <8>ピアサポーターの育成 <9>避難行動要支援者名簿の整備 <10>ボランティアによる生活支援 (ex.傾聴)	○	☆	○	○	○
	⑧-3	【◇懸案】 賃貸住宅で看取られるための居住支援協議会等との連携策の検討 ・賃貸住宅に暮らす本人が自宅での看取りを希望した際などに、意思が尊重されるような支援体制を構築するため、居住支援協議会などとの連携策を検討します。					○

【★重点】 新規・拡充する取組。計画策定時にスケジュール設定、毎年度進捗確認を行う。 【◎実践】 権利擁護支援での根幹となる取組（一部新規を含む）。計画策定時に目標値設定、毎年度評価を行う。
 【○基礎】 権利擁護支援で日々必要となる取組。毎年度実績確認を行う。 【◇懸案】 今後の体制整備に向けて、検討を進めるべき事項。計画期間内で方向性を決める。

(仮) 豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画策定
に向けた今後のスケジュール（令和元年内）

- 6月21日 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議
- 7月22日 社会福祉審議会・障がい者専門分科会
・進捗状況の報告
- 7月23日 社会福祉審議会・地域福祉専門分科会
及び地域福祉活動推進委員会・計画策定委員会 第1回合同会議
・概要の説明
- 7～8月 関係団体等個別ヒアリング（以下、ヒアリング先は現時点案）
・当事者及び家族会
・地域包括支援センター
・地域自立支援協議会
・3専門職団体（市内・各士会）
・豊田加茂医師会
・とよた市民後見人育成講座受講者
・特別養護老人ホーム施設長会
・愛知県医療ソーシャルワーカー協会（豊田地区）
・その他、成年後見制度に関する有識者
- 8月9日 社会福祉審議会・高齢者専門分科会
・進捗状況の報告
- 10月8日 社会福祉審議会・地域福祉専門分科会
及び地域福祉活動推進委員会・計画策定委員会 第2回合同会議
・ヒアリング結果等進捗状況の説明
- 10～11月 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議
・ヒアリング結果の報告
・豊田市成年後見制度利用促進計画・豊田市権利擁護支援活動計画(案)の提示
- 11月頃 パブリックコメントの実施
・豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせて実施

とよた市民後見人育成講座 状況報告

豊田市成年後見支援センター

1 開催趣旨

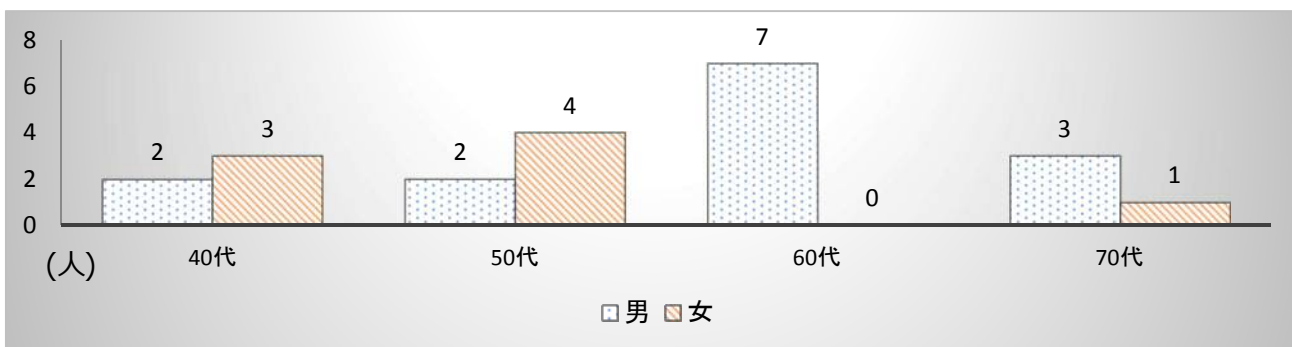
すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して生活できる地域共生社会を目指し、地域における権利擁護支援を共働で取り組む「市民後見人」を豊田市において育成するため、「とよた市民後見人育成講座」を開催します。

2 状況報告

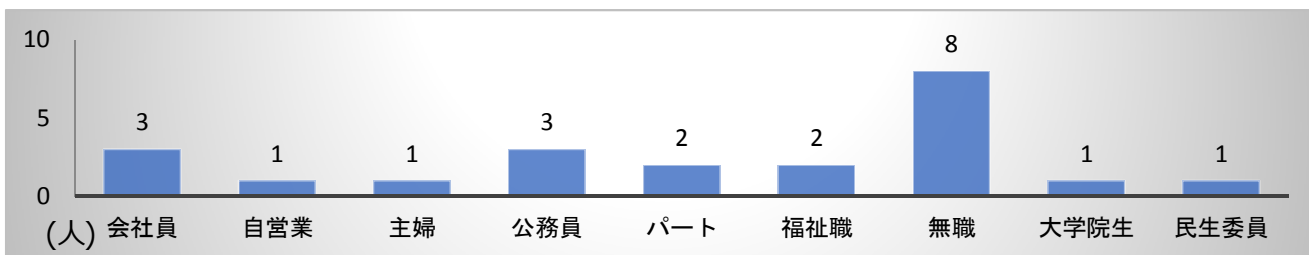
(1) 事前説明会 令和元年6月1日(土)14:00より、豊田市福祉センターで実施
参加者数：34名(男性16名、女性18名) 募集期間：5月7日(火)～28日(火)

(2) 講座申込 基礎講座及び実務講座を令和元年6月～令和2年3月に、豊田市福祉センターで実施
受講申込者数：22名(男性14名、女性8名)

i) 年齢構成：41歳～79歳(平均 60歳)



ii) 職業等



(3) 主な志望動機(受講申込書から抜粋)

- ・豊田市の状況を踏まえて、「安心して暮らせる質の高い豊かな老後」を送ってもらう為に、微力ながらサポート出来ればと考え、受講を申し込みました。(71歳男性)
- ・市民自身の力で支えあうことが出来れば、色々なことが解決できると思いました。この機会に講座に参加して、支える人、支えあう人になっていきたいです。(49歳女性)
- ・既に成年後見人として活動していました。来年退職する予定なので、この経験を活かしていけたらと思い受講申込みをしました。(61歳男性)
- ・家族に障がい者がいます。いずれは成年後見制度のお世話になるかもしれないため、よく知りたいと思いました。(64歳男性)

とよた市民後見人育成講座実施要項

1. **趣 旨** すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して生活できる地域共生社会を目指し、地域における権利擁護支援を共働で取り組む「市民後見人」を豊田市において育成するため、「とよた市民後見人育成講座」を開催する。
2. **理 念** 本人に寄り添い、心の声に耳を傾けることを市民後見人の活動理念とし、以下の5つの視点を持つ市民後見人を育成するための講座とする。
 - ①本人の意思を尊重し、利益の擁護ができる
 - ②本人が安心して過ごすことのできる生活を考え、目指すことができる
 - ③本人の生活の変化に気づくことができる
 - ④本人の権利を代行し、人生に寄り添う支援者としての自覚を有する
 - ⑤疑惑や不信を招くことのないよう、公正な支援を行う
3. **主催等** (主催) 豊田市、豊田市社会福祉協議会
(後援) 豊田加茂医師会、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県社会福祉士会
(協力) 名古屋家庭裁判所
4. **受講者** 講座申込時に以下の条件を満たし、市民後見人となることを希望する者
 - ①社会福祉活動に理解と熱意があり、他の関係機関と共働し後見活動が支障なく行えること
 - ②原則豊田市に在住または在勤であること
 - ③満25歳以上であること
 - ④講座の全日程に参加可能であること
5. **受講料** 無料
6. **カリキュラムの内容**
 - 基礎講座（令和元年6月22日～11月予定）※裏面参照
 - 実務講座（令和2年1月～3月）
 - 目 的：とよた市民後見人として地域をどう支えるかを考え、後見業務の理解や市民後見人として活躍するために、不安や疑問の解消をはかる。
 - 内 容：後見業務の実際（後見人等としての活動）、グループワークなど全3日程度
 - 登録面接（令和2年3月予定）
7. **バンク登録及び修了について**

基礎講座における参加状況や理解度、グループワークでの協調性、面接の様子から

 - ・とよた市民後見人として求められる「姿勢」
 - ・後見活動を行うための一定程度の「能力」

を有しているかどうか、市・センター・市民後見人育成部会の3者が総合的に判定し、一定基準を満たし市民後見人バンクに登録した者を本講座修了とみなす。
8. **事前説明会**
 - 日 時：令和元年6月1日（土）午後2時より（募集期間：令和元年5月7日(火)～5月28日(火)）
 - 場 所：福祉センター 介護予防室
 - 定 員：80名
 - ・講座受講希望者は参加必須とし、成年後見制度及びとよた市民後見人育成講座の概要説明を行う。
 - ・事前説明会終了後、希望者は令和元年6月8日（土）までに、「とよた市民後見人育成講座受講申込書」を記入し、センターへ持参・郵送・FAXにて提出。

【基礎講座】カリキュラム（令和元年6月22日～11月23日）

（本：本人の意思と利益の尊重、市：市民としての生活の実現、生：生活等への変化の気づき、後：後見人としての自覚、公：公正な支援）

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42会議室	6	22 (土)	12:30～13:00	オリエンテーション	豊田市成年後見支援センター職員
			13:00～14:30【90】	①権利擁護と成年後見制度(本・後)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士 杉本 みさ紀氏
			14:45～15:45【60】	②豊田市の市民後見活動の理念(本・市)	豊田市福祉総合相談課職員
			15:45～16:15【30】	③豊田市成年後見支援センターの役割	豊田市成年後見支援センター職員
2日目 介護予防室	7	13 (土)	13:00～14:30【90】	④地域福祉と市民後見人(本・市)	同志社大学 社会福祉学部 教授 永田 祐氏
			14:45～16:15【90】 ※途中休憩含む	⑤対人援助の基礎と身上保護(本・生) ※事例検討含む	愛知県社会福祉士会 愛知ぽあとなあセンター 宮崎 靖氏
3日目 介護予防室	7	27 (土)	13:00～15:00【120】	⑥介護保険制度と高齢者支援(市・生) ※事例検討含む	認知症初期集中支援チーム 石黒 富美子氏 社会福祉士 水谷 英次氏
			15:15～16:15【60】 ※途中休憩含む	⑦本人の理解（認知症）(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医 安田 武司氏
4日目 介護予防室	8	24 (土)	13:00～16:15【195】 ※途中休憩含む	⑧市民後見人の活動の実際(本・市) ※事例検討含む	尾張東部成年後見センター センター長 住田 敦子氏 市民後見人活動者
5日目 42会議室	9	14 (土)	13:00～14:30【90】	⑨法律知識の基礎（民法）(後・公)	弁護士 松山 剛久氏
			14:45～16:15【90】	⑩本人の理解（知的障がい）(市・生)	相談支援事業所 オンリーワン 杉本 直子氏
6日目 42会議室	9	28 (土)	13:00～14:00【60】	⑪医療機関と公的医療保険制度(後・公)	豊田厚生病院 MSW 杉村 龍也氏
			14:15～15:45【90】	⑫とよた市民後見人の実務1(後・公) (後見人等としての心構え)	社会福祉士 鬼頭 陽子氏
			15:45～16:15【30】	⑬社会福祉協議会の取組(生・後)	豊田市社会福祉協議会 地域福祉課 副主幹 川合 浩貴氏
7日目 42会議室	10	12 (土)	13:00～14:00【60】	⑭本人の理解（精神障がい）(市・生)	豊田市地域自立支援協議会 精神保健福祉士 成瀬 智氏
			14:15～16:15【120】 ※途中休憩含む	⑮意思決定支援と在宅医療(本・後) ※ACP、事例検討含む	豊田加茂医師会 加藤 真二氏 豊田市地域包括ケア企画課職員
8日目 42会議室	10	26 (土)	13:00～13:45【45】	⑯社会保障制度の概要(年金・生活保護制度 について)(生・公)	豊田市国保年金課職員
			13:45～14:30【45】		豊田市生活福祉課職員
			14:45～16:15【90】	⑰とよた市民後見人の実務2(後・公) (就職時報告、定期報告)	司法書士 川上 明子氏
9日目 介護予防室	11	16 (土)	13:00～14:15【75】	⑱とよた市民後見人の実務3(後・公) (報酬付与、制度についての振り返り)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 司法書士 前田 裕之氏
			14:15～16:15【120】 ※途中休憩含む	⑲グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	トヨタ記念病院 MSW 河合 由美氏 豊田市成年後見支援センターアドバイザー 社会福祉士 近藤 孝氏
10日目 介護予防室	11	23 (土)	13:00～16:15【195】 ※途中休憩含む	⑳グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上
	別日程 10.11月		別途調整【180】 半日程度	㉑裁判所の役割(後・公) ※現場見学及び説明	名古屋家庭裁判所岡崎支部

※毎回終了後に振り返りを15分程度実施。(解散は16:30をめぐ) 灰色部分は30分間の振り返りを想定。(解散は16:45をめぐ)

※上記は令和元年6月1日時点でのカリキュラムであり、変更する可能性があることをご承知おきください。

豊田市成年後見支援センター 改訂された「診断書」と新設された「本人情報シート」の運用について

1 改訂の経緯など

- **成年後見制度利用促進基本計画**（H29.3.24 閣議決定）での検討課題
 - ① 診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方
 - ② 医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方
- ⇒ 最高裁判所が関係府省と連携し、認知症高齢者・障がい者関係団体や医師・福祉関係団体から意見を伺いながら、「診断書」の改定と「本人情報シート」を制定

2 診断書改訂のポイント

- ① **判断能力についての意見欄の見直し**
 - ・ 意思決定支援の考え方を踏まえ、「支援を受けて契約等を理解・判断できるか」との表現に改定（チェックボックスの順番が従前と逆に）
- ② **判定の根拠欄の見直し**
 - ・ 自由記載欄を廃止し、(1)見当識 (2)他人との意思疎通 (3)理解力・判断力 (4)記憶力の4項目のチェック欄を新設

3 本人情報シートについて

- 日頃から本人を支える福祉関係者※が、**本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝える**ための書式。

※ケアマネジャーや障がい相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括センター、成年後見支援センター、市のケースワーカーなど

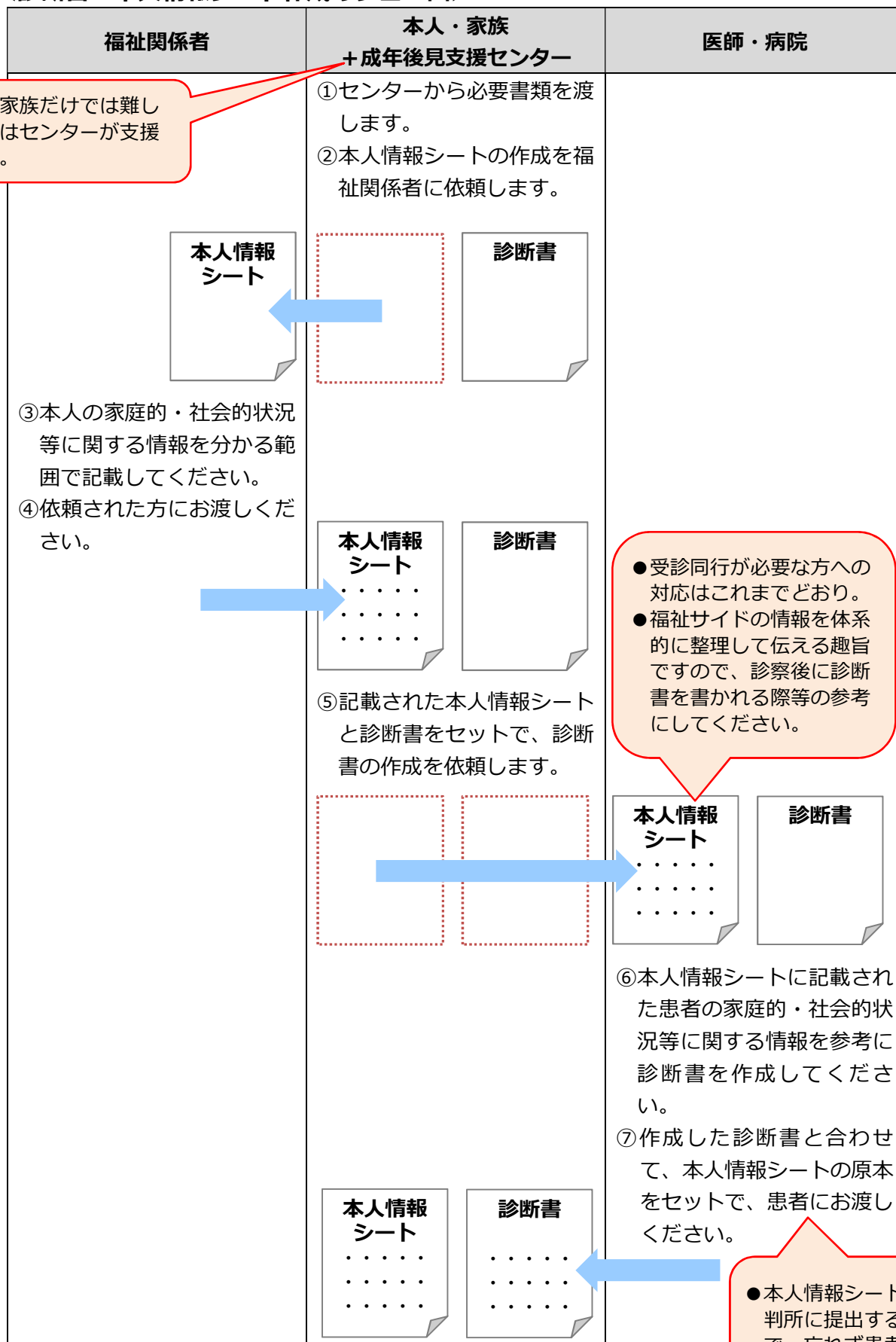
4 豊田市における運用フローについて

- 原則、裏面のフローのとおり。
- ただし、個別事案の中では各種調整等が発生する。

5 周知について

- 5月10日（金）医師会事業運営委員会
- 5月21日（火）地域包括支援センター連絡会
- 6月 5日（水）介護サービス事業者連絡協議会（ケアマネ等）
- 6月中 各病院の医事課・相談室等個別訪問
記念、厚生、医療センター、足助、三九朗、斉藤、さくら、若竹、豊田東リハ、豊田西、南豊田、仁大、衣ヶ原
- 6月26日（水）障がい者自立支援協議会担当者会議（相談支援専門員）
- 7月 4日（木）医師会班会議
- 7月12日（金）関係機関向け研修（本人情報シートを活用した事例検討など）

<診断書・本人情報シート作成のフロー図>



成年後見制度の申立手続きへ

平成 30 年度豊田市成年後見支援センター実績報告（報告）

1 実績の概要**〈広報業務〉**

- 一般市民、関係機関向けの講座を 42 回行い、制度の周知・啓発を図った。
- 連携強化を図るべく、リーガルサポートとの勉強会（9 回）、ぱあとなあとの勉強会（7 回）を開催し、事例検討の中でお互いの視点と役割を共有した。

〈相談業務〉

- 273 名の初回相談を受付け、延べ 2,046 回の相談支援を実施。センターに直接来所された市民の方だけでなく、福祉総合相談課や健康と福祉の相談窓口（高岡・猿投）からつながる相談者が 21 名（約 8.5%）であり、前年度（約 0.6%）と比べ大幅に増加した。

〈利用促進業務〉

- 福祉総合相談課と連携し、23 件の市長申立を実施。権利擁護が必要な方を制度につなげることができた。
- 毎月の定例会において、市・専門職とともに受任調整と困難事案の共有を行った。また、定例会には家庭裁判所にもオブザーバーとして参加していただき、定期的に情報交換を行った。

〈後見人支援業務〉

- 親族後見人に対し、就職時報告書や定期報告書の書き方などの支援を 77 回行った。また、専門職後見人と顔の見える関係を意識した打合せや、チーム会議を 61 回行った。

〈法人後見業務〉

- 複合的な問題を抱えている方や、低所得の方、頻回な支援の必要な方等に対して、定例会の場で受任調整を経て受任を行い、3 月末時点で 40 名を受任（累計 43 名）。

2 これまでの課題と取組み

- 今年度、出前講座等の啓発活動を積極的に行ってきたが、次年度以降働きかけを強めていく必要のある分野・団体の分析ができていない。

➡ 現在、アプローチ先として指定特定相談支援事業所を予定しているが、出前講座のなかでも、エンディングノート講座の数が多く、対応しきれていない状況。現在、運営における負担軽減のため、地域包括支援センターと共同して講座開催を行う仕組みづくりに取り組んでいる。

- センターが把握していない後見人等に対し、後見人支援機能の周知が十分にできていない。

➡ センターにおける後見人支援機能を広報等で周知するとともに、市民後見人育成講座を 2 日間親族後見人のための公開講座とし、つながりをもつ。

3 今後の課題

- とよた市民後見人育成講座開催に向け、限られた人員で事務執行を継続するため、全体的な業務体制の見直しが必要。

平成 30 年度豊田市成年後見支援センター実績（数値）

ア 広報業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績	平成 29 年度実績
出前講座	4 回	42 回	19 回
市民講座の開催	1 回	0 回	2 回
専門職との勉強会	4 回	16 回	2 回

イ 相談業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績				平成 29 年度実績			
相談支援	250 名	273 名・延 2,046 回				296 名・延 2,566 回			
内訳	区 分	認知	知的	精神	他	認知	知的	精神	他
	類型別割合 (%)	60%	7%	18%	14%	59%	8%	13%	20%
	対象者属性 (名)	164	19	52	38	174	25	39	58

ウ 利用促進業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績	平成 29 年度実績
市長申立	——	21 件	6 件(うち 1 件取下げ)
申立書類作成支援	100 件	77 件	115 件
定例会	12 回	12 回 (その他、臨時受任調整会議 3 回)	9 回

エ 後見人支援業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績	平成 29 年度実績
後見人支援	——	77 件	87 件
チーム会議の開催	100 回	61 回	43 回

オ 法人後見業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績	平成 29 年度
受 任	受任 40 件	計 40 件 (累計 43 件)	計 24 件

令和元年度豊田市議会6月定例会 一般質問答弁概要

田代 研 議員

答弁者：粕谷 浩二 福祉部長

13-2 成年後見制度

(1) 成年後見制度の現状と今後

①成年後見制度はどのような制度か

省略

②成年後見支援センターの取組実績について

省略

③市民後見人の育成を開始する背景について

- ・制度利用が増加していくなかで、専門職だけでは後見人の「なり手不足」が見込まれるため、新たな担い手の確保が課題。
- ・超高齢社会となり、これまでの専門職による後見に加え、新たに市民にも後見人として活動してもらおうことで、地域生活における「権利擁護の体制を確保すること」を目的として、とよた市民後見人育成講座を今年度より開催することとした。

④とよた市民後見人育成講座の内容は

- ・講座内容は、必要な知識を学ぶ「基礎講座」と、後見活動を実習形式で学ぶ「実務講座」という2部構成で、6月から3月までの10か月間。
- ・「本人に寄り添い、心の声に耳を傾ける」ことが基本理念。育成過程においては、「本人の意思と利益の尊重」、「市民としての生活の実現」、「生活等の変化への気づき」、「後見人としての自覚」、「公正な支援」の5つの視点を重要視。
- ・この基本理念をしっかりと形にするために、講座ではグループワークの時間を多めに設定し、対話の機会を取り入れることで、人の声に耳を傾け、気づきが得られるカリキュラム構成にしているところが、豊田市としての特徴。

⑤とよた市民後見人への期待について

- ・市民後見人への期待としては、市民目線で、地域の身近な立場から支援を必要としている人たちに対する活動ができること。
- ・例えば、一人で暮らす高齢者のもとに、定期的に、頻度よく面会に行くといったように、充実した見守り支援などの「身上保護」を手厚く行っていただくことなど。
- ・専門職による後見や、センターが行う法人後見において、「財産管理」と「身上保護」の両方を担っていたものを、市民後見人と共働した後見活動に取り組むことで、それぞれの強みに力点を置いた後見活動が可能となり、物事を判断する能力が十分でない人たちを支えていく「地域力の底上げ」につながっていくよう、市民後見人の育成に取り組む。

⑥成年後見制度の周知について

- ・認知度を高めていくための取組として、関心も高い「終活」支援とも結び付けて成年後見制度を捉えられるようにしていくことが効果的。
- ・今後は、成年後見制度の出前講座や「エンディングノート」の配布に加え、新たに、「任意後見制度」や「民事信託」をテーマとした一般市民向け講座の開催にも取り組んでいく。
- ・判断能力の衰え等に気づいたときに、成年後見制度の利用へと結び付けていくためには、普段の本人の様子を知っている人からの助言も有効。
- ・そのため、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等を対象とした研修会を開催し、本人に関わる周囲の支援者にも制度について知ってもらう機会を設けることで、さらなる制度の周知に努めてまいる。